

（第 5 8 号議案）

子ども・子育て支援新制度施行に向けた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の制定について

1 議案名

中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

2 制定の背景と趣旨

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行される予定である。

この制度は、子ども及びその保護者に必要な支援・給付及び子育て支援を総合的かつ計画的に行い、子どもの健やかな成長のための適切な環境が等しく確保されることを目的としたものである。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準については、児童福祉法において、市区町村が国の定める基準を踏まえて制定することとされているため、この基準を制定する。

3 主な内容（条例の骨子）

条項	制定する内容
総論関係（第 1 条～第8条）	基準の趣旨・目的、事業の一般原則や職員の一般的要件について規定する。
設備に関する基準（第9条）	専用区画の設置・面積・考え方について規定する。
職員に関する基準（第10条）	職員の配置・員数・資格・考え方について規定する。
運営に関する基準（第11条～第21条）	利用者を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿、秘密保持等、苦情への対応、開所時間及び日数、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応について規定する。
経過措置（附則第2項）	放課後児童支援員における研修の修了に係る経過措置について規定する。
中野区立学童クラブ条例の一部改正（附則第3項）	中野区立学童クラブの利用対象児童を小学校に在籍している児童に改める。

4 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。